

沖縄県地域医療介護総合確保基金事業（島しょ地域介護人材確保対策事業）補助金実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、沖縄県地域医療介護総合確保基金事業（島しょ地域介護人材確保対策事業）補助金（以下「補助金」という。）の対象となる事業の実施に関する必要な事務手続き等について、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）及び沖縄県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱（介護分）（以下「補助金交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

（目的）

第2条 離島地域等における島外からの介護人材の確保や現任職員の人材育成を支援することにより、介護サービス事業の安定を図り、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で介護を受けることができる状況の確保を図る。

（事業概要）

第3条 沖縄県内の介護保険法に基づく介護サービス事業所等（基準該当サービス及び離島等相当サービスを含む。以下「事業所等」という。）を運営する法人等（以下「法人等」という。）が介護人材の確保や人材育成に要する経費の一部を補助する。

1 介護専門職受入支援

(1) 補助内容等

次の資格を有する者のうち、以下の条件を全て満たす者を、事業所等の所在する離島及び過疎地域以外から新たに採用した場合、法人等が負担した転居に要する費用を補助する。

【対象資格】

- ①介護福祉士、②介護支援専門員、③看護師、④准看護師、
- ⑤理学療法士、⑥作業療法士、⑦言語聴覚士、
- ⑧介護職員初任者研修修了者（採用後に研修を修了した者も含む。）
- ⑨特定技能1号（介護）・技能実習（介護）

【採用者の条件】

- ① 交付申請のあった日の属する年度の4月1日から2月末日までに雇用を開始していること。
- ② 雇用契約期間が3ヶ月以上、かつ1ヶ月以上就労していること。

(2) 補助対象者

別表1の離島及び過疎地域の法人等

(3) 補助対象期間

交付決定の時期にかかわらず、交付決定のあった日の属する年度の4月1日から3月31日までとする。

(4) 補助率及び対象経費

別表 2 のとおり

(5) 対象外経費

ア 車両運搬や移動の際に要したガソリン代

イ 住居確保の際に要した家賃や敷金

ウ 法人等が支給した奨励目的の手当

※転居に要した経費を負担する目的の場合は対象とする。

エ その他、適当でないと判断した費用

(6) その他

旅費については、事前視察又は着任のいずれかに要した往路 1 回分のみを対象とする。

2 介護専門職採用活動支援

(1) 補助内容等

ア 事業所等の所在する離島及び過疎地域以外で開催される企業説明会等に参加するための旅費を補助する。

イ 事業所等が採用活動の一環として実施する事前視察及び職場体験（インターン）に、採用予定者が参加するための旅費を補助する。

(2) 補助対象者

別表 1 の離島及び過疎地域の法人等

(3) 補助対象期間

交付決定の時期にかかわらず、交付決定のあった日の属する年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までとする。

(4) 補助率及び対象経費

別表 2 のとおり

(5) 対象外経費

ア 車賃（モノレール、バス、レンタカー等）や出展料

イ その他、適当でないと判断した費用

(6) その他

ア 補助上限額の範囲内で、企業説明会等への複数回の参加を認めるものとする。また、翌年度以降の採用を目的とした場合も対象とする。

イ 宿泊料は、県の旅費規定に準じて 1 泊あたり 9,800 円を上限とし、期間は企業説明会等の前日から最終日までとする。

ウ 採用予定者の旅費については、事前視察又は職場体験（インターン）のいずれかに要した往復 1 回分のみを対象とする。

3 介護職員初任者研修等開催支援

(1) 補助内容等

離島において、介護人材の確保及び育成に資する次の研修を実施するための開催経費を補助する。

【対象研修】

- ①介護職員初任者研修 ②介護福祉士実務者研修
- (2) 補助対象者
 - ア 別表 1 の離島の法人等
 - イ 別表 1 の離島を有する自治体
- (3) 補助対象期間

交付決定の時期にかかわらず、交付決定のあった日の属する年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までとする。
- (4) 補助率及び対象経費

別表 2 のとおり
- (5) 対象外経費
 - ア 食糧費
 - イ その他、適当でないと判断した費用
- (6) その他

原則、一離島あたり 1 法人を対象とする。また、島内全体の人材確保を目的としていることから、法人が実施する場合に、特定の事業所への就職を受講条件とすることは認めない。

4 介護支援専門員等研修受講支援

- (1) 補助内容等

介護支援専門員及び訪問介護事業所従事者の確保及び資質の向上に資する次の研修に参加するための旅費を補助する。

【対象研修】

 - ①介護支援専門員法定研修
 - ②訪問介護サービス事業所従事者の資質向上に資する研修
- (2) 補助対象者

別表 1 の離島及び過疎地域の法人等
- (3) 補助対象期間

交付決定の時期にかかわらず、交付決定のあった日の属する年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までとする。
- (4) 補助率及び対象経費

別表 2 のとおり
- (5) 対象外経費
 - ア 車賃（モノレール、バス、レンタカー等）
 - イ 県外での受講に要した費用
 - ウ その他、適当でないと判断した費用
- (6) その他
 - ア 旅費は、事業所等が所在する離島等から研修会場への移動に要する航空賃、船賃及び宿泊料のみを対象とする。
 - イ 宿泊料は、県の旅費規定に準じて 1 泊あたり 9,800 円を上限とし、期間は研修初日の前日から最終日までとする。

5 オンライン研修環境整備支援

(1) 補助内容等

介護職員の資質向上等に資する次の研修への参加を目的としたタブレット端末等の購入や、Wi-Fi 設置等の通信環境を整備するための費用を補助する。

【対象研修】

- ①介護職員初任者研修 ②介護福祉士実務者研修
- ③介護支援専門員法定研修
- ④訪問介護事業所従事者の資質向上に資する研修
- ⑤その他介護職員の資質向上等に資する研修

(2) 補助対象者

別表 1 の離島及び過疎地域の法人等

(3) 補助対象期間

交付決定の時期にかかわらず、交付決定のあった日の属する年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までとする。

(4) 補助率及び対象経費

別表 2 のとおり

(5) 対象外経費

- ア 通信費等のランニングコスト
- イ その他、適当でないと判断した費用

(6) その他

- ア 機器購入については、研修受講者数に 0.2 を乗じた数を上限台数とし、1 に満たない端数がある場合は、端数を切り上げるものとする。

（補助額の算出方法）

第4条 この補助金の補助額は、別表 2 の第 4 欄に定める対象経費の実支出額の合計額に第 3 欄の補助率を乗じた額とする。ただし、上限額を定めている場合は、実支出額と比較して低い額とする。なお、補助額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める期日までに、様式 1 に定める交付申請書を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第6条 知事は、前条の規定による交付申請があったときは、当該申請書を審査し、適当と認めたときは補助金の交付決定を行い、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に対し通知するものとする。

（補助金の交付条件）

第7条 この補助金の交付の決定については、次の条件を付すものとする。

- 1 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 2 補助事業を中止又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 3 補助事業が予定の期間内に完了しない又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- 4 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- 5 補助事業者は、この補助金の交付を受けた対象経費に対して、他の法律等に基づく補助又は負担（再就職準備金等を借入れて、転居費用等に充てた場合を含む。）を受けてはならない。

（補助金の交付決定の取消し）

第8条 知事は、補助事業者が前条の規定のいずれかに違反した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、既に補助金が交付されているときは、期限を付して返還を命ずるものとする。

（補助金の変更等）

第9条 補助事業者は、補助事業内容を変更する又は事業を中止し、若しくは廃止する場合は、様式2に定める変更（廃止）申請書を知事に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した日（第9条により補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）から起算して30日を経過した日又は交付の決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い期日までに、様式3に定める実績報告書を知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 知事は、前条の規定により実績報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業等の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 補助事業者が額の確定通知を受けたときは、様式4に定める補助金交付請求書を知事に提出するものとする。また、知事は、当該請求書の提出を受けた場合には、その内容を審査し、適正と認めたときは、速やかに補助金の交付を行うものとする。

(立入検査)

第13条 知事は、予算の執行の適正を期するために、補助事業者に対して、必要な報告を求め、事業所等に立ち入り、帳簿及び証拠書類を検査させることができる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告)

第14条 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、この補助に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式5により速やかに報告しなければならない。また、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(暴力団の排除)

第15条 次に掲げる者は、この要綱に基づく補助金の交付対象としない。

- (1) 自己又は自社の役員等(役員等とは、法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同様に責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。)が、次のいずれかに該当するもの。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

ウ 暴力団又は暴力団員に対して、資金を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

エ 暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

オ 暴力団員と密接に交際し、社会的に非難されるべき関係を有している者

- (2) 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年12月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年5月31日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年2月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年6月18日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年7月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年6月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月14日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月26日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年9月30日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年6月2日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表1

(離島地域)

圏域	市町村	島名
北部	伊平屋村	伊平屋島 野甫島
	伊是名村	伊是名島
	伊江村	伊江島
	本部町	水納島
中南部	うるま市	津堅島
	南城市	久高島
	粟国村	粟国島
	渡名喜村	渡名喜島
	座間味村	座間味島
		阿嘉島
		慶留間島
	渡嘉敷村	渡嘉敷島
	久米島町	久米島 奥武島
	北大東村	北大東島
	南大東村	南大東島

圏域	市町村	島名
宮古	宮古島市	宮古島
		池間島
		大神島
		来間島
		伊良部島
		下地島
	多良間村	多良間島
		水納島
八重山	石垣市	石垣島
	竹富町	竹富島
		西表島
		鳩間島
		由布島
		小浜島
		黒島
		新城島(上地)
		新城島(下地)
		波照間島
		嘉弥真島
	与那国町	与那国島

(沖縄本島内過疎地域)

圏域	市町村名	地域
北部	国頭村	全域
	大宜味村	全域
	東村	全域
	本部町	全域
南部	南城市	久高、安座真、知名、海野、久原、久手堅、吉富、知念 具志堅、山里、志喜屋

別表2

1 補助対象事業	2 基準額	3 補助率	4 対象経費
1 介護専門職受入支援	県の策定した都道府県計画に基づく基金の助成額の範囲内で、予算で定める額	定額補助 (ただし、無期雇用契約の場合は一人あたり200,000円、有期雇用契約の場合は一人あたり100,000円を上限とする。)	補助事業者が行う事業の実施に必要な次に掲げる経費 旅費、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、使用料及び賃借料
2 介護専門職採用活動支援		1事業所あたり2/3以内 (ただし、100,000円を上限とする。)	補助事業者が行う事業の実施に必要な次に掲げる経費 旅費(航空運賃、船賃、宿泊代に限る)
3 介護職員初任者研修等開催支援		定額補助 (ただし、1事業所又は1自治体あたり500,000円を上限とする。)	補助事業者が行う事業の実施に必要な次に掲げる経費 報酬、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、手数料)、使用料及び賃借料(交通に係る分は除く)、委託料
4 介護支援専門員等研修受講支援		1人あたり、2/3以内 (ただし、100,000円を上限とする。)	補助事業者が行う事業の実施に必要な次に掲げる経費 旅費(航空運賃、船賃、宿泊代に限る)
5 オンライン研修環境整備支援		(1)機器購入 機器1台あたり補助率3/4以内 (ただし、75,000円を上限とする。) また、研修受講者数に0.2を乗じた数を補助上限台数とし、1に満たない端数がある場合は、端数を切り上げるものとする。 (2)Wi-Fi環境整備 1事業所あたり補助率3/4以内 (ただし、300,000円を上限とする。)	補助事業者が行う事業の実施に必要な次に掲げる経費 需用費(消耗品費)、役務費(手数料、通信運搬費)、備品購入費 補助事業者が行う事業の実施に必要な次に掲げる経費 需用費(消耗品費)、役務費(手数料、運搬費)、委託料、備品購入費